

## 「通級による指導のガイド」（仮称）作成に向けて

### 1. 経緯

「通級による指導」は、平成5年に学校教育法の改正により小・中学校において制度化されて以降、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加している。この児童生徒数の増加に対応した質の担保に向けて、文部科学省障害者活躍推進チームにおいて、「共生に向けた「学び」の質の向上プラン」を策定し、通級における指導方法のガイドを作成することを盛り込んだところである。

本検討会議では、これまでの指導の蓄積や課題等を踏まえ、通級による指導の実施に際して、参考となるガイドを作成するための検討を行うこととする。

### 2. 検討内容

義務教育段階における通級による指導の実施に際して、教育委員会や学校現場で参考となるガイドを作成するため、そのガイドの内容等について検討する。障害種等の別なく通級全般を対象とする。

（スケジュール）

2019. 4月～7月	本検討会議開催（ガイドの構成の検討等）
8月～9月	事例収集等
10月	本検討会議開催（現状の共有、原稿執筆前の確認等）
11月～	原稿作成
2020. 1月～2月	本検討会議開催（原稿案に基づいた意見交換）
3月	ガイド完成

### 3. これまでの取組

通級による指導に関しては、これまでに以下のような参考資料を出している。

資料名	教育支援資料	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン	特別支援学校学習指導要領解説自立活動編	「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」実践事例集	障害に応じた通級による指導の手引き	小学校・中学校通常の学級の先生のための手引き書(特総研)
作成時期	H25. 10	H29. 3	H30. 3	H30. 9	H30. 9	H30. 2
主な対象	教育委員会、学校	教育委員会、学校、保護者等	教育委員会、学校	教育委員会、小中学校	教育委員会、学校	学校
形式	A 4 版、297 頁	A 4 版、192 頁	A 4 版、223 頁・市販	A 4 版、192 頁	A 5 版、155 頁・市販	A 4 版、72 頁・市販
内容	就学手続きの概要、障害の状態等に応じた教育的対応について解説	校内委員会の運営、特別支援コーディネーターの活用、「個別の教育支援計画」の策定・活用など、教育委員会や各学校等における教育支援体制の整備のための要点について記載	個別の指導計画の作成プロセス等について	小中学校における通級指導を対象としたモデル事業の取組事例について、「通級による指導担当教員の専門性のポイントとそれを身に付けるための研修体制」「拠点校における通級による指導担当教員の取組」の観点で記載	制度の内容、関係QA、関係通知等について掲載	通級による指導の基本的な理解や教育課程の編成、児童生徒の的確な実態把握の方法など10項目を解説

#### 4. 今回作成するガイドについて

○ガイドの主な対象

○ガイドの形式・分量

○構成・内容

- ・通級による指導の対象となる児童生徒の特定
- ・困難な状況に応じた指導事例や指導案（事例数、1事例当たりの頁数は今後議論）
- ・その他、必要と考えられる事項

など